

労働災害発生時は正しい保険の適用を！

広島労働局 労働基準部 労災補償課からのお知らせ

事業主は、労働者が労働災害によって休業・死亡した場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。→<http://www.mhlw.go.jp/>

- ◆ 「労災かくし」とは、事業者が労働災害をかくすために、「故意に労働者死傷病報告を提出しないこと」又は、「虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出すること」をいいます。
- ◆ 事業者は、労働災害が発生した場合は、労働者死傷病報告を労働基準監督署へ提出しなければなりません。
- ◆ 労働災害については、労災保険を適用することとなっており、いかなる理由があっても健康保険を使用することはできません。
- ◆ 労働災害が発生した場合は、正しい保険の適用をお願いします。
- ◆ 詳しくは、広島労働局労働基準部労災補償課（Tel.082-221-9245）へお問い合わせください。

改正労働基準法を中心とした 働き方改革関連法に関する説明会 開催日程

参加費無料

開始時間 14:00（受付13:30～）

開催地	開催日	開催会場	会場	住所	定員
福山	1月16日(木)	福山商工会議所	102会議室	福山市西町 2-10-1	100
広島	1月22日(水)	広島県情報プラザ	多目的ホール	広島市中区千田町 3-7-47	150
尾道	1月23日(木)	ベイタウン尾道	大会議室	尾道市東尾道 4-4	80
三次	1月30日(木)	三次グランドホテル	連翠の間	三次市十日市南 1-10-1	70
佐伯	2月4日(火)	佐伯区民文化センター	大会議室	広島市佐伯区五日市中央 6-1-10	100
広島	2月13日(木)	広島県情報プラザ	多目的ホール	広島市中区千田町 3-7-47	150
福山	2月18日(火)	福山商工会議所	102会議室	福山市西町 2-10-1	100
安佐南	2月19日(水)	安佐南区民文化センター	大会議室	広島市安佐南区中筋 1-22-17	80
呉	2月21日(金)	呉商工会議所	大会議室	呉市本通 4-7-1	100
三原	2月28日(金)	三原シティホテル	ホール	三原市城町 2-2-2	70
広島	3月10日(火)	広島県情報プラザ	多目的ホール	広島市中区千田町 3-7-47	150

※ 参加申し込みは、広島労働局ホームページ掲載の申し込み用紙を印刷し所定事項をご記入のうえ、FAXにてお願いいたします。

- ◆ 詳しくは、広島労働局労働基準部監督課（Tel.082-221-9242）へお問い合わせください。

「働き方改革関連法に関する説明会」開催のご案内

順次、改正法が適用されています！！

※説明は 労働基準監督官 が行います。